別紙様式第１号

再　評　価　調　書

		調書作成年月日		令和８年７月21日	
		事業担当課		道路課	
事業名	主要地方道仙台三本木線 落合工区道路改良事業	補助・交付金・単独の別	補助	事業主体	宮城県
施行地名	黒川郡大和町落合地内　【位置図後掲】			管理主体	宮城県
根拠法令	道路法第56条				

事業の概要

事業目的

主要地方道仙台三本木線は、仙台市泉区を起点とし、富谷市・黒川郡大和町・黒川郡大衡村を経由し、大崎市三本木に至る延長約21ｋｍの幹線道路であり、一部区間は第２次緊急輸送道路に指定されている道路である。

当該工区は、仙台北部中核工業団地群が位置しており、慢性的な渋滞や大型車混入率が高いなどの課題がある。本事業は、重要物流道路および緊急輸送道路として平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保、物流効率化や事故減少を図るとともに、企業誘致や工業団地の生産性向上を図ることを目的とするもの。

事業内容

※計画幅員は“W=車道幅員（全幅）”を表しています。

事業着手時 （令和４年度）	【計画概要】 延長　　Ｌ＝１．５ｋｍ 道路幅員　　Ｗ＝１３．０（２１．０）ｍ 道路規格　　４種１級 設計速度　　６０ｋｍ／ｈ
再評価時 （令和８年度）	同上

【事業内容の変更状況とその要因】
特になし

事業費

	全体事業費		費用負担内訳			
		内用地費及び補償費	国 ［55％］	県 ［45％］	市町村 ［－％］	その他 ［－％］
事業着手時 (令和４年度)	20.0億円	0.95億円	11.00億円	9.00億円	－億円	－億円
再評価時 (令和８年度)	22.9億円	0.95億円	12.60億円	10.30億円	－億円	－億円

※事業費増加度(重点評価実施基準 指標4)
=(再評価時事業費-事業着手時事業費)/事業着手時事業費= 14.5%

【事業費の変更状況とその要因】
・物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇などに伴う増額

事業の概要

○事業費増減対照表

	事業着手時（令和4年度）		再評価時（令和8年度）		増減		変更の主な理由
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
本工事費		91.5% 18.3億円		92.6% 21.2億円	－	100% 2.9億円	
道路改良工	L=1.5km	11.7億円	L=1.5km	13.6億円	－	1.9億円	・物価変動や諸経費率上昇などに伴う増
橋梁工	1橋	6.6億円	1橋	7.6億円	－	1.0億円	・物価変動や諸経費率上昇などに伴う増
測量及び試験費	一式	3.5% 0.7億円	一式	3.0% 0.7億円	－	0% 0.0億円	
用地費及び補償費	一式	5.0% 1.0億円	一式	4.4% 1.0億円	－	0% 0.0億円	
合計	一式	100% 20.0億円	一式	100% 22.9億円	－	100% 2.9億円	

事業の進捗状況 規則第24条第1号関係

○事業期間

事業着手時（令和4年度）		再評価時（令和8年度）	
事業採択年度	R.4年度	事業採択年度	R.4年度
用地買収着手年度	R.5年度	用地買収着手年度	R.5年度
工事着手年度	R.5年度	工事着手年度	R.5年度
計画変更実施年度	－	計画変更実施年度	－
完成予定年度	R.11年度	完成予定年度	R.11年度

※事業停滞年数(重点評価実施基準指標1)= 0 年
※事業工期延伸度(重点評価実施基準指標3)
=(変更後予定事業期間)/(当初予定事業期間)= 8 / 8 =1.00

○進捗率

令和7年度までの ※( ):前回再評価時

事業費	進捗率	内用地費	進捗率
(—) 7.0億円	(—) 30.6%	(—) 0.14億円	(—) 14.0%

※事業工程乖離度(重点評価基準指標2)
=(累加投資事業費/現全体事業費)-(累加年単純割額/現全体事業費)
=(7.0 / 22.9)-((22.9 / 8)×4 / 22.9)
=(30.6)%-(50.0)%= ▲19.4%

【事業の進捗状況(順調でない場合にはその要因)】

・用地一部区間において、地権者との用地補償手続きに時間を要したため、一部区間が未着手の状況にある。令和8年度中の用地補償及び工事着手に向けて調整を続けている。
・なお、今後着手を予定している橋梁工の上部工架設が全体事業費に占める割合が大きいため、事業費ベースの進捗率は上記のとおりとなっているが、事業工程については計画どおり進捗しており、順調である。

事業の概要

【今後の進捗の見込み(事業スケジュール表後掲)】
・橋梁上部工工事については、令和7年度から桁製作を実施しており、令和8年度から令和9年度にかけて、桁架設工を実施する予定。
・道路改良工事については、令和8年度から、通行ルートを切り替えながら改良工事を実施し、令和11年度の供用を目標に工事を進めていく。

施設管理の予定・管理状況

・事業区間の道路施設は宮城県が管理することになる。
・県土を支える社会資本の持続可能な維持管理・更新を行うため、AI 等の新技術を活用した効率的な維持管理に努めていく。
・なお、平成13年度から全県的に推進しているアドプトプログラム「みやぎスマイルロード・プログラム」※を活用し、清掃や緑化等の美化活動に努めていく。

※「みやぎスマイルロード・プログラム」
道路美化等のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業を「スマイルサポーター」に認定し、スマイルサポーター・地元市町村・宮城県（道路管理者）の三者のパートナーシップにより、県管理道路の一定区間の清掃や美化活動、歩道の除雪などを実施する制度。

事業の必要性

上位計画等

・新・宮城の将来ビジョン：令和2年12月策定
・土木・建築行政推進計画（2021～2030）アクションプラン（前期）：令和3年1月策定
・土木・建築行政推進計画（2021～2030）アクションプラン（中期）：令和7年3月策定
・宮城の道づくり基本計画：令和3年3月策定
・宮城の道づくり基本計画：令和7年3月改訂
当該箇所は、宮城の道づくり基本計画において、基本目標「災害に強い道づくり」を達成するための取り組み「災害に強い道路網の構築」として位置付けられている。
また、基本目標「富県躍進を支える道づくり」を達成するための取り組み「地域の発展を支え、地域間連携を強化する道路の整備」としても位置付けられている。
・都市計画道路（昭和48年1月26日都市計画決定）

事業を巡る社会経済情勢等	規則第24条2号関係	

○社会経済情勢
・現況交通量　現道R3センサス　交通量10,277台/日
・本路線は、災害対策基本法に基づき、宮城県防災会議が策定した宮城県地域防災計画において第2次緊急輸送道路として指定されており、県内で被災があった際には、本路線を介して被災地への物資輸送等に利用されるなど、災害時の緊急輸送道路として重要な役割を果たしている。
・主要地方道仙台三本木線は仙台市と大崎市三本木を結ぶだけでなく、国道4号と東北縦貫自動車道を連絡する重要な路線となっている。当該工区の周辺には、大衡IC・大和ICがあり、その背後地には、仙台北部中核工業団地群が位置することから、企業の円滑な生産・物流活動など「富県宮城」を支える大変重要な要所となっている。

○地元情勢、地元の意見
・当該工区は、仙台北部中核工業団地群の輸送車両が集中するため、交通渋滞が頻発しており、円滑な通行に支障をきたしている。
・本事業が完成することで、頻発していた交通渋滞が緩和され、安全で円滑な交通が確保されるため、地元関係者から早期完成の期待が寄せられている。
令和2年度8月　仙台都市圏広域行政推進協議会
「国道・主要地方道・都市計画道路の整備推進」の要望
令和4年2月　大栄会（仙台北部中核工業団地内企業連絡協議会）
「重要物流道路　県道仙台三本木線「落合工区」(4車線化）の早期事業化」の要望

事業の有効性

事業効果

○効果の発現状況

・現時点で 4 車線供用している箇所が無いため、整備効果の発現には至っていない。

○想定される事業効果

（1）車両通行の安全確保【交通事故減少便益】

仙台北部中核工業団地群の輸送車両が集中することにより頻発していた交通渋滞が、4 車線化により緩和され、交通混雑に起因していた交通事故の減少が期待される。

（2）安全で安心な暮らしと利便性向上【走行時間短縮便益，走行経費減少便益】

仙台北部中核工業団地群の輸送車両が集中することにより頻発していた交通渋滞が、4 車線化により緩和され、走行時間の短縮が期待される。

整備前：31 ㎞/h → 整備後：50 ㎞/h（平均旅行速度が約 20㎞/h 向上される。）

（3）歩行空間・住民生活

道路空間の整備により、車両利用者の良好な生活環境の確保や通学路の安全性向上が期待される。

（4）地域経済・地域社会

仙台北部中核工業団地群では新たな工場増設や、工業団地造成がされており、大和 IC までの交通の円滑化、および東北縦貫自動車道を経由した仙台空港・港湾施設へのアクセス性向上による生産性の効率化や、新たな企業進出や工場増設が見込まれ、周辺地域の就業者数の増加が期待される。

（5）防災機能の向上

4 車線化により、第 2 次緊急輸送道路としての機能強化が期待される。

（6）救急医療の安定化

本事業の整備により、走行時間が短縮し、救急医療施設への搬送時間も短縮されることで、救命効果の向上など、救急医療体制の安定化が期待される。

（7）環境への配慮

本事業の整備により、車両の走行時間が短縮され、CO2 排出量の削減が期待される。

事業の効率性

関連事業の概要･進捗状況等

○近接道路改良事業

・主要地方道仙台三本木線　落合松坂道路事業（宮城県施行分）

L＝約 0.4 ㎞（事業実施中）

代替案との比較検討　規則第 24 条第 3 号関係

・事業着手時において、複数案で比較検討を実施しており、経済性等の観点から評価し、最も優位となる案を選定した現計画が最良であり、代替案はない。

コスト縮減計画　規則第 24 条第 4 号関係

以下の項目でコスト縮減を図っている。

・再生資源の積極的な活用

道路改良工事に使用する砕石、アスファルト合材について、再生資材を積極的に活用することにより、コスト縮減を図っている。

・現場発生材の有効利用

発生残土を近隣の別事業で利用することにより、残土処分費用の縮減を図っている。

事業の効率性

費用対効果 規則第 24 条第 5 号関係

根拠マニュアル：費用便益分析マニュアル（国土交通省 道路局 都市局 令和 7 年版）
社会的割引率:4%
便益算定期間:50 年間　　（単位：億円）（ただし、B/C の単位は除く。）

区分		事業着手時 基準年 （令和 4 年度）	再評価時 基準年 （令和 8 年度）	
		全体	全体	残事業
費用項目	建設費	18.21	20.85	9.94
	維持管理費	2.05	3.54	3.54
	総費用	20.26	24.39	13.48
	現在価値(C)	15.08	22.10	10.56
便益項目	走行時間短縮便益	57.43	74.36	74.36
	走行経費減少便益	8.50	4.38	4.38
	交通事故減少便益	1.03	0.12	0.12
	総便益	66.96	78.86	78.86
	現在価値(B)	66.96	78.86	78.86
費用便益比(B/C)		4.4	3.57	7.47

【費用の概要】
・建設費・維持管理費は、デフレータによる補正及び社会的割引率 4%を用いて、現在価値化し費用を算定する。
・維持管理費は、宮城県の維持管理費実績に基づき算出し、評価対象期間内（供用開始後 50 年間）での維持管理費を対象としている。

【便益の概要、主な算出根拠】
計画交通量（令和 22 年推定）11,100～13,400 台／日
※便益発生年　令和 12 年度
※算出便益
「走行時間短縮便益」：道路の整備の有無による総走行時間費用の差で表す便益
「走行経費減少便益」：道路の整備による走行経費（燃料費や車両償却費等の走行条件により改善される経費）の差で表す便益
「交通事故減少便益」：道路の整備の有無による社会的損失（交通事故による人的、物的損失等）の差で表す便益

環境への影響と対策

地域指定状況等
特になし

影響と対策
・道路改良に伴い発生する盛土法面や切土法面は、植生基材吹付による植生を行い、自然環境へ配慮する。

総合評価

対応方針(案)
事業継続

事業スケジュール表

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
調査設計								
用地補償								
工事								

：事業着手時　　：再評価時

位置図





（参考資料１）

事業概要図

事業名	主要地方道仙台三本木線 落合工区道路改良事業	施工地名	黒川郡大和町落合地内

平面図



（参考資料１）

事業概要図

事業名	主要地方道仙台三本木線 落合工区道路改良事業	施工地名	黒川郡大和町落合地内

標準横断図

【一般部】

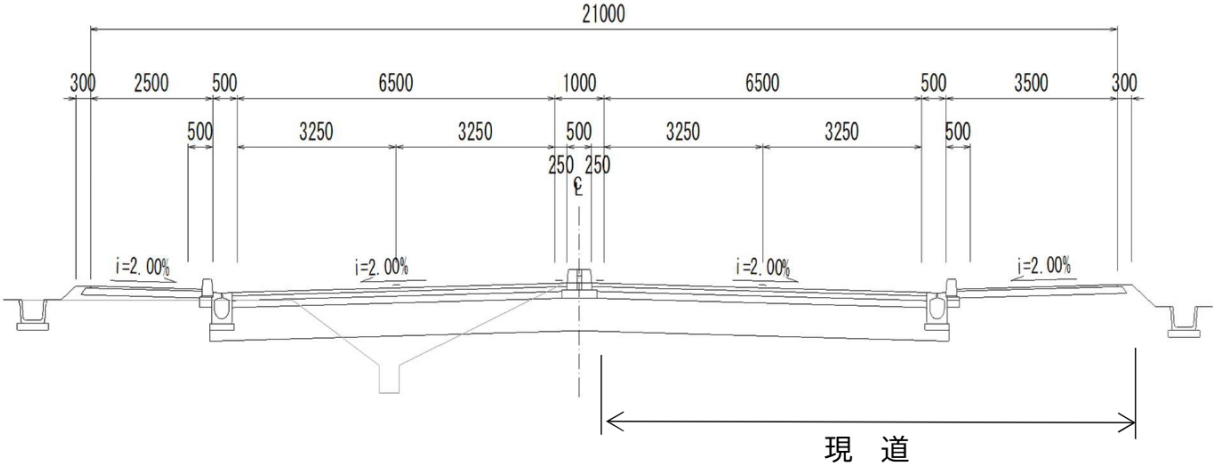

【橋梁部】

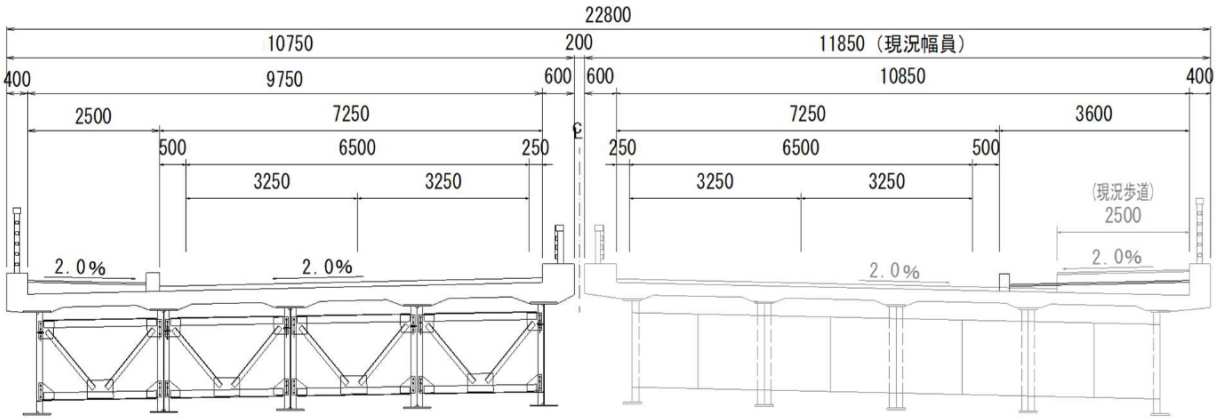

（参考資料２）

事業施行状況等

事業名	主要地方道仙台三本木線 落合工区道路改良事業	施工地名	黒川郡大和町落合地内

施工状況写真（代表箇所）

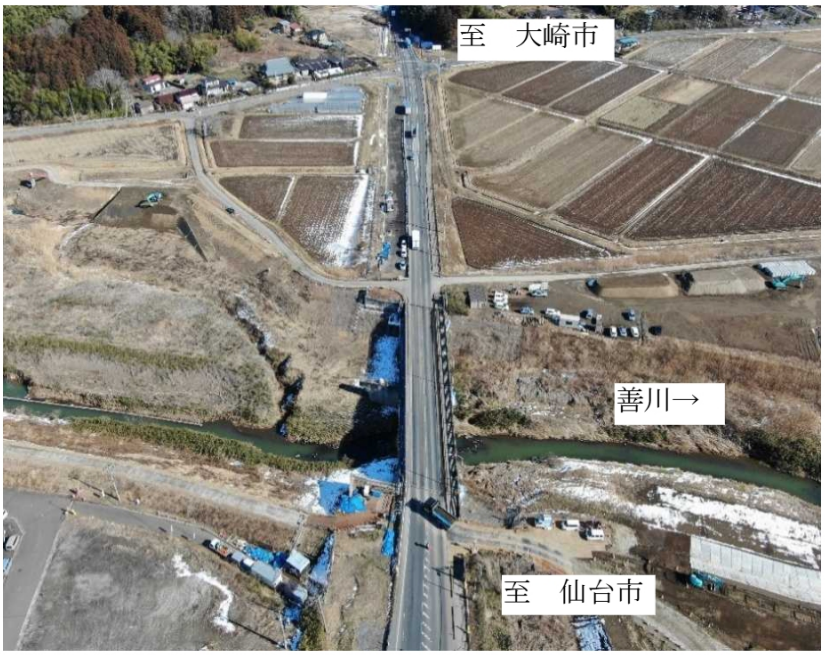

施工状況（橋梁部）



施工状況（道路改良部）